

# 藍住町立図書館システム更新業務 企画提案書作成要領

## 1 提出書類について

### (1) 提出書類及び様式等

#### ア 企画提案書

- ・提案提出書（様式第7号）
- ・表紙・目次（任意様式）
- ・業務実施方針及び人員体制（任意様式）
- ・企画提案書（任意様式）
- ・機能要件書兼回答書（別紙1）

#### イ 見積書

- ・構築・運用費用見積書（様式第8号）
- ・次期データ抽出費用見積書（任意様式）

### (2) 提出部数

企画提案書及び見積書ともに正本1部、副本5部

## 2 作成方法について

### (1) 企画提案書の形式

- ア 提案内容は、別紙「藍住町立図書館システム更新業務評価基準書」及び別紙「藍住町立図書館システム更新業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき作成すること。
- イ 正本・副本ともに、1部ごとに加除可能なバインダー等により綴じ、簡易製本したものを提出すること。なお、正本がカラー印刷を含む場合には、副本もカラー印刷すること。
- ウ 用紙のサイズはA4とし、横書き、縦置き（左綴じ）両面印刷で製本すること。ただし、図表等については、表現の都合上用紙の方向を変更したり、記述方向を縦としたりすることは差支えない。
- エ 頁数は40頁までとし、頁の下部中央に頁番号を記載すること。図表等のA3サイズについては2頁でカウントする。なお、表紙及び目次は枚数に含めない。
- オ 文字サイズは11ポイント以上とし、書体など視認性を配慮すること。
- カ 提案上限金額の範囲内で、仕様書の記載事項以外の内容（システムなど）を提案することは可能とする。
- キ 文字の書体、文字色、文字間及び行間は指定しない。

### (2) 企画提案書の内容

- ア 「表紙・目次」（任意様式）の表紙に題名「藍住町立図書館システム更新業務企画提案書」、作成年月日、提案者の名称を記載すること。正本の表紙には、代表者印を押すこと。
- イ 「業務実施方針及び人員体制」（任意様式）には本業務を実施する上での考え方及び方針を記載し、人員体制及び配置する人員の実務経験を記載すること。

ウ 企画提案書は、「藍住町立図書館システム更新業務公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）」及び「仕様書」を踏まえて、次の項目の順番に作成すること。

| 提案項目         | 提案に求める内容             | 記載する内容                         |
|--------------|----------------------|--------------------------------|
| コンセプト・基本方針   | 本業務に対する理解度           | 次期図書館システムのコンセプト及び基本方針について提案    |
| 業務実績         | 提案する図書館システムの受託実績     | 図書館システムの構築実績を記載                |
| 業務体制         | システム導入プロジェクトの実施体制    | システムの導入スケジュール及び人員配置、責任者等について記載 |
| セキュリティ対策     | 図書館システム等に必要なセキュリティ対策 | ネットワーク全体を考慮したセキュリティ対策について記載    |
| 運用保守         | 保守体制                 | 保守・サポート体制を記載                   |
| 利便性の向上       | 提案するシステムの利便性         | システム操作における利便性について記載            |
| 独自の工夫・付加価値提案 |                      | 仕様書等に記載されている要件以外の追加提案          |
| 機能要件         | 機能要件書兼回答書（別紙1）による    | 本町図書館が要求する機能を機能要件書に記載（回答）する。   |

### (3) 見積書の内容

ア 構築・運用費用見積書（様式第8号）に図書館システム構築に係るすべての費用、令和14年3月31日までのシステム利用及び保守等に係るすべての運用費用を記載すること。また、その詳細な内訳が分かる明細書（任意様式）を添付すること。

※提案上限金額を超えない金額を記載すること。

イ 次期図書館システム更新時におけるデータ抽出費用を記載すること。（任意様式）

ウ 各見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を抜いた額で記載すること。

## 3 その他

- (1) 企画提案書及び見積書の作成は「実施要領」及び「仕様書」を熟読し遵守すること。
- (2) 提案は、1提案者につき1提案とし、複数の提案による提出は認めない。
- (3) 提出期限以降の企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提案内容は、提案者が自ら実現できる範囲内において作成すること。
- (5) 専門的用語の使用を避け、一般的な語句を用いて記載すること。ただし、やむを得ず記載する場合は、脚注等を記載すること。
- (6) 提案内容の記載が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果、生じた責任については、提案者が負うものとする。